

住宅用地（建替え用）申告書

広島市長 様

令和 年 月 日

申 告 者 (所有者)	住所又は所在地	(電話)									
	氏名又は名称										
	個人番号又は法人番号										

既存の住宅に代えて住宅を建設しているため、広島市市税条例第74条の2第1項の規定により、下記のとおり申告します。

記

1 土地

所 在 ・ 地 番	地積(m ²)	所 在 ・ 地 番	地積(m ²)

2 家屋

取 り 壊 し た 家 屋	所 有 者						家屋番号			
	延べ床面積		m ²	居住部分の床面積		m ²	階 数			
	構 造	木造・非木造	用 途	専用住宅・併用住宅・その他()			住居の数			
	取壊し年月日	年 月 日								
新 築 す る 家 屋 (予 定)	所 有 者	(続柄)								
	延べ床面積		m ²	居住部分の床面積		m ²	階 数			
	構 造	木造・非木造	用 途	専用住宅・併用住宅・その他()			住居の数			
	建設着手年月日	年 月 日		完成予定年月日	令和 年 月 日					

(備考)

【申告書の書き方】

- ◎ 申告者 …… 住宅を取り壊した年の翌年の1月1日現在における土地の所有者が申告者となります。
 - ・ 個人番号又は …… 申告者の個人番号（又は法人番号）を記載してください（個人番号（12桁）を記載する場合は、法人番号 先頭の1マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。
- ◎ 土地 …… 住宅が建替え中である土地を筆ごとに記載してください。
 - ・ 所在・地番 …… 登記地番を記載してください。
 - ・ 地積 …… 登記簿上の地積を記載してください。
- ◎ 家屋 …… 取り壊した家屋及び新築する家屋（予定）について記載してください。
 - ・ 所有者 …… 取り壊した家屋については、取り壊した年の1月1日現在における所有者を記載してください。新築する家屋については、完成時における所有者を記載してください。（続柄欄には、取り壊した家屋の所有者との続柄（関係）を記載してください。）
 - ・ 家屋番号 …… 登記されている場合のみ記載してください。
 - ・ 延べ床面積 …… 家屋全体の床面積を記載してください。
 - ・ 居住部分の床面積 …… 居住の用に供する部分の床面積を記載してください（店舗、事務所等居宅以外の部分がある場合には、その部分を除いた床面積となります。）。
 - ・ 階数 …… 階数（階層数）を記載してください。
 - ・ 構造 …… 該当するものに○をしてください。
 - ・ 用途 …… 該当するものに○をしてください。
 - ・ 住居の数 …… 住居の数を記載してください。
 - ・ 取壊し年月日 …… 家屋を取り壊した年月日を記載してください。
 - ・ 建設着手年月日 …… 新築する家屋の建設着手年月日を記載してください。
 - ・ 完成予定年月日 …… 新築する家屋の完成予定年月日を記載してください。
- ◎ 備考

- 1 申告者と住宅を取り壊した年の1月1日現在における土地の所有者が異なる場合は、その所有者との続柄（関係）を記載してください。
- 2 取り壊した家屋の敷地の全部又は一部が新築する家屋の敷地の一部となる場合（新築する家屋の敷地に、取り壊した家屋の敷地以外の土地が含まれる場合）は、新築する家屋とその敷地の配置の略図を記載してください。

【申告に当たっての留意事項】

新築する家屋の居住部分の割合や住居の数の確認が必要な場合は、間取り図を添付していただく場合があります。

【申告の期限】

住宅を取り壊した年の翌年の1月31日までに申告してください。

【番号及び身元確認に必要な書類】

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書を提出される際は、本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、次の書類を提示（郵送で提出される際は写しを添付）してください。

区分	番号確認書類及び身元確認書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 写しを添付される場合は、表面及び裏面の写しが必要です。
マイナンバーカードをお持ちでない方	① 番号確認書類 通知カード*、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるものに限り、）などのうちいずれか1つ ※ 令和2年5月25日時点で交付されている通知カードは、記載事項（住所、氏名等）が住民票と一致している場合は、個人番号を証明する書類として引き続きご利用いただけます。 ② 身元確認書類 運転免許証、パスポートなど 上記以外の身元確認書類については、その土地が所在する区を担当する市税事務所土地係・税務室にお問い合わせください。

【申告書の提出先】

その土地が所在する区を担当する市税事務所土地係・税務室